

令和4年度電力自由化時代における電力部門の地球温暖化対策に係る
調査・検討委託業務仕様書

1. 件名

令和4年度電力自由化時代における電力部門の地球温暖化対策に係る調査・検討委託業務

2. 業務の目的

我が国において、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）の中で、温室効果ガス排出量に係る中長期的な目標として、2030年度に46%（2013年度比）削減が掲げられている。

このように中長期的に大幅な温室効果ガス排出量の削減が求められている中、我が国の電力部門からのCO₂排出量は、我が国全体のCO₂排出量の約4割を占めている。このことから、電力部門における温室効果ガス排出削減は、我が国における地球温暖化対策全体の中でも特に重要な意義を有している。地球温暖化対策計画においても、電力部門について、2030年度のCO₂排出係数に係る目標や広範な対策・施策が掲げられている。

また、2016年2月、環境大臣及び経済産業大臣は、電気事業分野における地球温暖化対策として、2030年度のCO₂排出係数の目標達成に向け、電力業界の自主的取組の実効性等の向上、電気事業者に求める措置に関する基準の設定及び運用の強化、毎年度の取組の進捗評価の実施等について合意（以下「2月合意」という。）した。環境省としては、この2月合意を踏まえ、毎年度、電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況を適切に評価していくこととしている。

加えて、2018年6月には、中央環境審議会に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置され、「あらゆる主体に対して脱炭素社会に向けた資金を含むあらゆる資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性」について審議が重ねられている。この審議においても、電力部門の地球温暖化対策の促進が喫緊の課題と指摘されており、同分野におけるカーボンプライシング（炭素税及び排出量取引）に係る一層の調査・検討が必要となっている。

他方で、電力システム改革による電力自由化の進展の中で、電気事業への新規参入が相次いでおり、また、旧来の電気事業者の行動にも多様な変化が見られる。加えて、新たな電力市場の開設や再生可能エネルギーの大幅な導入拡大を始めとして、電力部門における制度的・経済的環境は、きわめて急激かつ複雑に変化している。

本業務は、電力自由化の状況を適切に踏まえながら、電力部門における地球温暖化対策の進捗状況を的確に把握・評価するとともに、同部門における適切な政策手法の企画・立案に資するため、必要となる専門的な調査・検討を実施する。

なお、業務を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大等の不測の事態で、当初想定していた業務の遂行が困難になった場合は、その対応について環境省担当官と相談の上、代替策等の検討・実施を行うこと。

3. 業務の内容

環境省担当官の指示に従い、下記の（１）から（６）までの業務を実施すること。ただし、当該業務に関連する国内外の重要な制度の創設・改正に係る動向、電気事業者等の特徴的な動向に関しては、環境省担当官の個別具体的な指示がなくとも、平素から自主的に幅広く情報収集を行うこと。加えて、特に重要と思われる情報を認知した場合には、可能な限り速やかに環境省担当官に対して報告を行うこと。

なお、これらの業務については、環境省担当官の承諾を得た上で、その一部を外部委託して差し支えない。また、必要に応じて、業務の内容が関連する環境省の他の委託業務とも連携して実施すること。

（１）電力部門における地球温暖化対策の進捗状況等の評価支援

環境大臣及び経済産業大臣は、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標やCO₂排出係数の目標（0.37kg-CO₂/kWh）の達成に向けて、電気事業分野における地球温暖化対策について、前述した2月合意に至った。その内容は概ね次のとおりである。

- 電力業界の「自主的枠組み」について、引き続き実効性の向上等を促す。
- 政府の「政策的対応」として、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）及び「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「高度化法」という。）の基準の設定・運用の強化等により、電力業界全体の取組の実効性を確保する（詳細は、以下のとおり）。
 - ・省エネ法に基づき、発電事業者に、新設の発電設備について、発電設備単位で、エネルギーミックスで想定する発電効率の基準を満たすこと（石炭42.0%以上、LNG50.5%以上、石油等39.0%以上）を求める。
 - ・また、既設の発電設備について、発電事業者単位で、エネルギーミックスで想定する発電実績の効率（火力発電効率A指標について目指すべき水準を1.00以上（発電効率の目標値が石炭41%、LNG48%、石油39%（いずれも発電端・HHV）が前提）、火力発電効率B指標について目指すべき水準を44.3%（発電端・HHV）以上）の基準を満たすことを求める。
 - ・高度化法に基づき、小売電気事業者に、販売する電力のうち、非化石電源が占める割合を44%以上とすることを求める。
- 毎年度進捗をレビューし、目標が達成できないと判断される場合は、施策の見直し等について検討する。
- このほか、引き続き「東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議取りまとめ」（平成25年4月25日）に沿って実効性ある対策に取り組む。

環境省は、この2月合意に基づき、電力業界の「自主的枠組み」及び政府の「政策的対応」の下での地球温暖化対策の進捗状況について、毎年度、評価を行うこととしている。また、電力業界の「自主的枠組み」の下での地球温暖化対策については、産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会資源・エネルギーワーキンググループにおいても、同業界の「カーボンニュートラル行動計画」のフォローアップとし

て進捗評価が行われることとされており、環境省もこれに参画することとしている。

○これらを踏まえ、上記の電力業界の「自主的枠組み」及び政府の「政策的対応」の下での地球温暖化対策の進捗状況について、環境省が評価を行うに当たって必要となる下記①～④の情報収集・分析・整理・提案等を行うこと。

○また、業務の対象とすることが必要と考えられる情報及びその収集・分析・整理の方法については、環境省担当官と相談の上、適切な時期に環境省担当官に提案すること。

※ 過年度における電気事業分野の地球温暖化対策の進捗状況評価については、下記の環境省ホームページにて閲覧可能であるので、適宜、参照すること。

<電気事業分野における地球温暖化対策について>

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/denryoku.html>

※ 情報の分析に当たっては、定性的な影響分析のみならず、電力部門の地球温暖化対策と関係の深い公的な統計（「総合エネルギー統計」や「電力調査統計」等）・公表情報を用いて、可能な限り定量的・客観的に分析すること。

① 電力部門における CO2 排出状況等の調査・分析

- ・電力部門の地球温暖化対策と関係の深い公的な統計、我が国の温室効果ガスインベントリ及び温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による各種の公表データ等に基づいて、電力部門における CO2 排出状況等（排出量、排出原単位、電源構成等）について、その現状・推移・見通しや変動要因を調査・分析すること。
- ・なお、電気事業者の CO2 排出状況等のみならず、自家発電についても可能な限り調査・分析すること。
- ・併せて、火力発電事業の現状と今後の見通し・計画（新設・増設のみならず、休廃止の計画や稼働率に関する情報等を含む。）のほか、発電設備（発電効率等の性能）や CCS に関する技術動向、アンモニア・水素・バイオマス（混焼・専焼）や副生物の利用状況、コージェネレーションに係る取組の状況等についても、調査・分析すること。

② 地球温暖化対策に影響を与え得る電力関連施策の動向調査

- ・電気事業（発電事業・送配電事業・小売電気事業の全てを含む。）、省エネルギー、再生可能エネルギーに関連する制度の運用状況や電力システム改革を始めとする制度改正等（非化石市場等の電力市場の創設・運営に関する制度整備の状況等）の動向のうち、電力部門の地球温暖化対策に影響を与え得ると考えられるものについて情報収集を行うこと。
- ・具体的には、経済産業省・資源エネルギー庁や電力広域的運営推進機関等における審議会・検討会等による議論の状況をフォローし、的確に整理することを通じて実施することとする。

- ・加えて、それらの施策の動向による電気事業者への影響等について分析・予測し、可能な限り速やかに環境省担当官に報告すること。
- ・以上の分析に際しては、必要に応じて財務的観点からの分析も加えること。

※ なお、電力部門の地球温暖化対策について直接的ないし間接的に影響を与え得る政府内の制度的検討は、環境省のみならず、経済産業省等に属する複数の審議会等においても並行して実施されている。また、それらの制度的検討においては、地球温暖化対策が主たる目的として必ずしも掲げられていない場合もある。このため、情報の収集・整理等に当たっては、環境省担当官の指示に従い、各審議会等の下に散在する情報を的確に把握するとともに、必要に応じて各情報の関連づけ・体系化を行った上で、明解に整理し報告すること。

③ 電気事業者等の事業実施を巡る状況分析

- ・前述の2月合意の下で、省エネ法に基づき発電事業者に求められる発電効率の基準の遵守状況について情報収集し、現状に至った背景や今後の見通し等について分析を行うこと。
- ・同様に、高度化法に基づき小売電気事業者に求められる販売電力に非化石電源が占める割合の基準の遵守状況について情報収集し、現状に至った背景や今後の見通し等について分析を行うこと。
- ・これらのほか、上記②の制度等の動向を受けた電気事業者（発電事業者・送配電事業者・小売電気事業者の全てを含む。）の対応の状況について情報収集するとともに、現状に至った背景や今後の見通し等について分析を行うこと。
- ・以上の分析に際しては、必要に応じて財務的観点からの分析も加えること。
- ・これらのほか、電気事業（とりわけ石炭火力発電）に対する商社や金融機関等の投融資の動向についても調査すること。

④ 環境省による進捗状況評価に向けた提案

- ・環境省が、電気事業分野の地球温暖化対策の進捗状況について、2月合意に基づく評価や産業構造審議会における「カーボンニュートラル行動計画」のフォローアップを実施するに先立ち、上記①～③を踏まえて、評価のポイントとなり得ると考えられる事項を検討・整理し、提案すること。
- ・提案に際しては、電力業界の「自主的枠組み」について、電気事業者有志から成る「電気事業低炭素社会協議会」によるPDCAが実効的に機能しているか、その改善に向けてどのような方策が考えられるかという観点から検討すること。
- ・また、政府の「政策的対応」について、各種基準の設定は妥当であったか、実効的に運用されているか、改善に向けてどのような方策が考えられるかという観点から検討すること。
- ・さらに、後述する（4）以降の業務を通じて得られた諸外国の情報や有識者からのヒアリング情報も適切に活用し、検討事項に加味すること。
- ・なお、提案に際しては、その根拠となる公的・客観的な情報・データも併せて提

示すること。

(2) 電力部門における中長期的な地球温暖化対策の検討・提案

2030年度及び2050年の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、現状の電力部門における課題を整理した上で、今後の実効性ある地球温暖化対策について、下記の点を踏まえて検討し提案すること。

その際、概ね5年から10年程度ごとに段階を分けた中長期的なロードマップとして提示することが望ましい。また、下記の点に応じて複数のシナリオを想定することも妨げない。

- ・変動著しい電力自由化の状況を適切に踏まえつつ、一定の合理的な見通しに立った検討を行うこと。
- ・再生可能エネルギーの更なる導入拡大を視野に入れること。
- ・IoTやブロックチェーン、AI等の情報技術について、エネルギー関連分野を中心とする本格的な社会実装を視野に入れること。また、そのような情報技術を用いた将来的な電力小売のビジネスモデルについて調査検討すること。
- ・長期的な温室効果ガスの排出削減には、電化の促進が重要とされていることを踏まえ、今後の電化の進展の見通しや電化促進の方策についても検討すること。

※後述する(4)以降の業務を通じて得られた諸外国の情報や有識者からのヒアリング情報も適切に活用し、検討事項に加味すること。

(3) カーボンプライシングによる電力部門への影響に関する調査・分析等

2018年6月に中央環境審議会地球環境部会の下に設置された「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」(以下「小委員会」という。)においては、脱炭素社会の実現に向け、カーボンプライシングの可能性について審議が重ねられている。

この審議においては、電力部門の地球温暖化対策の促進が喫緊の課題と指摘されており、同分野におけるカーボンプライシング(炭素税及び排出量取引)に係る一層の調査・検討が必要となっている。

このことを踏まえ、小委員会における議論(特にカーボンプライシング導入に慎重な立場の見解)を十分に踏まえた上で、環境省担当官の指示に従い、以下の業務に取り組むこと。

- ①我が国にカーボンプライシングを導入する場合において、特に電力分野における制度設計や制度運用に際して留意すべき事項を調査・検討すること。その際、現行のエネルギー課税や租税特別措置、エネルギー特別会計制度等も加味すること。
- ②諸外国のカーボンプライシングによる電力料金や電源構成等への影響を分析すること。
- ③諸外国におけるカーボンプライシングとエネルギー税等の関連税制との関係について調査すること。
- ④我が国における各種電源の発電コスト・電力価格の構造を調査・分析するとともに、今後の見通しについて分析・予測すること。

⑤上記の他、カーボンプライシングによる電力部門への影響分析等に関して必要な業務を実施すること。

※後述する（４）以降の業務を通じて得られた諸外国の情報や有識者からのヒアリング情報も適切に活用し、検討事項に加味すること。

（４）諸外国の電力部門における地球温暖化対策に係る動向調査

諸外国の電力部門の地球温暖化対策について、上記（１）～（３）の業務に資することを目的として、下記①～④の内容について調査し、当該国と我が国との制度的・社会的・経済的な条件の差異に留意して、整理し報告すること。

調査対象国は、欧州（EU、英、仏、独、西、伊、デンマーク、スウェーデン等）、米、加、中、韓、印、NZ、豪州等を想定している。なお、今後の各国の動向次第では、調査対象国の変更等もあり得る。詳細については、環境省担当官と協議すること。

①環境省担当官の指示に従い、上記（１）～（３）の業務に資することを目的として、電力部門における地球温暖化対策について、各国政府の統計や公表文書、国際機関や研究機関のレポート等を対象とする文献調査（洋書 50 冊程度、和書 10 冊程度を想定）を実施すること。

②石炭火力発電の海外輸出の動向について、発電設備の熱効率向上や再生可能エネルギー等の変動に対する火力発電の即応性の技術的知見も合わせて把握する必要があることを踏まえ、環境省担当官の指示に従い、政府機関や電力会社のみならずプラントメーカーも参画したレポート類の調査やその他の基礎的な情報の収集と合わせて海外の研究・調査機関が保有するデータベースを活用した分析・比較を行うこと。

③環境省担当官の指示に従い、上記①の文献の一部について、日本語に翻訳すること（英語、中国語、ドイツ語、フランス語から日本語への翻訳を想定。英語は A4 版 100 ページ、中国語は 30 ページ、ドイツ語は 20 ページ、フランス語は 10 ページ程度を想定。）。なお、翻訳については、外部委託しても差し支えないが、受託者は責任を持って最終成果物の確認を行うこと。

④環境省担当官と協議の上、必要を認めた場合は、調査対象国を訪問（欧州 7 泊 9 日、米・加 6 泊 8 日、中国 2 泊 3 日程度の期間を想定。）の上、各国政府や国際機関等の関係者に対しヒアリングを行うこと。

※万一、ヒアリングの実施が不能となった場合や成果が不十分となった場合は、環境省担当官の指示に従い、事前ないし事後に調査対象国の政府や国際機関等の担当者にメール・電話等による調査を行うこと。

【情報収集・分析の事項（例）】

- ・ 電力部門における CO2 排出状況、電源構成（要因分析も含む。）
- ・ 火力発電に対する政府方針

- ・ 日本との経済・社会的状況の比較
- ・ 政府の電力部門における地球温暖化関連施策の動向
 - 各種規制、基準、予算、税制度等
 - 低炭素化に関連する電力システムのルール（送電網、連携線等電力システムの状況等）
 - 再生可能エネルギー、CCS 等に関する施策
- ・ 民間事業者の動向
 - 電気事業者の低炭素化の対策取組状況
 - 電気事業者の火力発電所の新增設や休廃止等の計画の状況、再生可能エネルギー拡大等の計画
 - 金融機関、投資家等による火力発電事業への投融資判断の状況
- ・ 発電技術の海外展開に関する動向
 - 途上国における発電技術の導入支援に関する取組状況
- ・ 発電コストに関する背景情報
 - 各国における燃料ごとの価格の推移に関する情報及びその変動要因の分析、これらの国ごとの比較
 - 発電設備や系統等の燃料以外の発電コストに影響する要因の各国比較・分析

(5) 国内における有識者ヒアリングの実施・支援

上記（1）～（3）の業務に資することを目的として、必要に応じて、電気事業や環境・エネルギー政策等についての高度な専門的知見を有する国内の有識者に対して、非公開でヒアリングを行うこと。対象とする有識者は8名程度（都内在住6名程度、全国在住2名程度を想定。）とし、それぞれに対して2回程度（1回2時間程度）のヒアリングを実施することを想定する。また、ヒアリングを行った有識者に対しては、1時間当たり7,900円の謝金を支払うこと。

(6) 電力部門における地球温暖化対策に関する参考資料集の作成

環境省担当官が平素の地球温暖化対策の関連業務に際して参照することを目的として、環境省担当官の指示に従い、上記（1）～（5）業務の成果を参考資料集（400ページ程度、15部を想定）として取りまとめること。

取りまとめる内容は、過年度の関連する環境省委託事業等の成果物を活用しつつ、公表に耐えうるものとなるよう留意すること。また、専門用語には、注釈による説明を付すこと等により、できる限り簡明な内容とすること。

なお、取りまとめに先立ち、2022年8月上旬を目途に環境省に構成案を示すこと。

4. 業務の実施方法

(1) 実施プロセス

① 業務の進捗管理

業務の進捗管理（環境省に時間的余裕をもって説明し納期内に了解を得ることを含む）は委託先の責任であることを十分認識し、その前提で、合理的な

スケジュールの作成管理、環境省等との連絡調整を行うこと。環境省から、作業状況についての確認（リマインド）の連絡を入れることが必要となる事態を生じさせないこと。

② 資料の作成・管理における留意事項

- 環境省への資料の提出は、ファイルに紛れが生じないように、分かりやすくファイル名を付するとともに、適切な方法で提出し、環境省側にファイル管理の負荷を必要以上にかけることがないようにすること。
- 環境省と受託者との連絡調整がサブスタンス（及び進め方）に集中できる環境を整えること。具体的には、資料の見やすさ（フォントの大きさ、様式）、日本語としての読みやすさ、数字の正確さなどの最低限度絶対に満たすべき調査結果資料の質の確保については、受託者において確保されるべきものであることを自覚し、環境省にこれら諸点についてのネガティブチェックの負荷を一切発生させないこと。そのために、下記（2）において定める3人や作業当事者とは別に（上記3人や作業当事者の自己チェックに限界があるため）、これらの観点からのネガティブチェックができる職員を十分に確保すること。
- 成果物については納品前に内容が分かる形で環境省に示すこと。特に上記2（6）の成果物については、既存資料の収集を指示された場合でも、入れるべき資料について当該項目を個別に明記したリストを示し、環境省担当官の確認を受けること。

（2） 実施体制

- 受託者は、業務の進捗状況全体を把握し、業務支援担当者を総括するための責任者として、業務総括担当者を2名以上指名すること。同担当者は、原則、すべての契約期間を通じて同一の者であること。
- 契約期間における総労働時間の2分の1以上を本業務に従事する職員を3人以上確保し、契約期間中、環境省担当官との業務内容の打合せ等に当たっては、原則として当該3人のうち2人以上は最低限出席できるような体制を作ること。また、打ち合わせと同時並行で資料を修正または修正点を整理し、必要な関係者（受託者における担当者を含む。）に迅速かつ適切に連絡ができるようにすること。

5. 業務履行期限

令和5年3月20日

6. 成果物

- ・紙媒体：報告書（A4判 100頁程度）及び3（6）の参考資料集（A4判 400頁程度） 各15部
- ・電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚
- ・報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

(報告書の案は、令和5年2月15日までに環境省担当官に提出し、その指示を仰ぐこと)

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` `」→「' '」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケー

ス及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。